



盲人のための
国際シンボルマーク

愛の光通信

No. 3

1988年7月

東京ヘレン・ケラー協会
海外盲人援護事業事務局



ボカラの盲児たち

食器のかたづけは自分たちで.....

盲人福祉施設むかし話

社会福祉法人 日本盲人福祉委員会理事長 實本 博次

私が社会局の更生課長を拝命したのは昭和31年5月で、丁度東京で開かれたアジア盲人会議が成功裡に終わった翌年でありまして、昭和33年6月に社会局庶務課長に移るまでの2年間、身体障害者福祉行政にたずさわったのであります。昭和24年に成立した身体障害者福祉法が施行されてから満5年を経過した頃でした。

それ迄の身体障害者に対する施策は、第2次大戦の直接犠牲者であった戦傷病者を主たる対象として進められて来た国家補償ベースによる保護体制でした。これを打破して、福祉国家を標榜する憲法25条の社会福祉の理念にもとづいた身体障害者福祉施策が漸く緒についた頃でありまして、身体障害者福祉法によるリハビリテーション施策の推進のために頑張ってきた名課長の松本征二氏が前任者でありました。

当時の身体障害者に対する社会一般の認識は極めて浅くて、まだまだ差別と偏見の意識が強く、また障害者自身の側においてもその自立意識が低かったので、新しい身体障害者福祉施策を推めていくには先ず社会一般の人々に対する啓蒙宣伝が役所の重要な仕事の一つでありました。そこで厚生省は東京都と共催で毎年9月には都内の有名な百貨店の売場を一週間借りて身体障害者福祉展を開いたものでした。

昭和32年度の福祉展は池袋の西武デパートで行いまして、当時まだ売出し中の森繁久弥さんや池内淳子さんなどの映画俳優によるサイン会や、全国各地の授産施設で身体障害者が製作した民芸品や家具や衣料品等の展示即売会を催しました。その中日には三笠宮崇仁殿下（ヒゲの宮様の御父君）にお成り頂いて、会場の来訪客に御挨拶をお願いしたものでした。

その中で盲人福祉の為の催しとして話題をよんだのは、松井新二郎先生が当時まだ珍しかった盲導犬の先導で、多勢の買物客の中を一階の売場から八階の屋上までデモンストラクション歩行を敢行したことでした。

また広報宣伝の仕事と同時に役所としては予算折衝という重要な責務を果さねばならないのですが、この予算折衝が毎年12月下旬の約一週間、大蔵省主計局との間で昼夜兼行で行われるのが通例でありました。その折衝業務の陣頭指揮に当る課長はどうしても三晩や四晩の徹夜作業に引き込まれて、つい事務机の上に伏せて仮眠することが多かったものでしたが、そんな予算折衝の最中に、更生課の部屋へ深夜に鳥居篤治郎先生御夫妻が訪ねて下さって、疲労でもうろうとしている私の肩から背中にかけて先生が直々にマッサージをして下さった時のことは一しお身に沁みこんで有難かったことを今たによく覚えてます。

こんな有難い激励もあって当方の予算獲得の上にも成果があがり、新規要求していた盲人ホームの設置助成金が認められて早速その一番乗りとして、東京では杉光会で大阪ではライトハウスがその設置経営に乗り出して来てまして、今日では全国で30ヶ所に及んでおります。

当時、身体障害者福祉法では更生援護の措置委託を行う対象施設は、原則として、国立又は公立施設に限ることを立て前としていたので収容施設は勿論通所利用施設も国や地方公共団体の設置経営にかかるものが多く、盲人福祉施設についても入所施設として東京・塩原及び神戸の三ヶ所に国立の施設があり、利用施設である点字図書館も県立や市立のものが大半を占めていました。日本点字図書館は大正15年に本間一夫先生によって創設された民間施設でありましたが、点字図書製作業務については国の業務委託を受けて経営していたので民間社会福祉事業の経営にかかるものは数少なかった頃でした。

その数少ない民間経営による盲人福祉施設の中で（点字毎日とは別として）ひときわ目立っていたのは大阪のライトハウスでしたが、これに見合う入所施設は当時ではまだ見当りませんでした。これは民営で入所施設を経営する場合、その財源を確保することが非常にむづかしいことであったからです。当時民営で福祉施設を経営する場合は大い生活保護法による保護施設として最低生活費をベースとした措置費を受けて、これを主たる財源として運営していたのですが、身体障害者福祉法が成立してその制度による専門分化した失明者更生施設が登場すると、これに対するニーズが高まって来ました。そこで昭和33年に身体障害者福祉法の18条（援護の措置）に所要の改正を行って社会福祉法人の設置する更生援護施設にも措置委託の途を開きました。その結果、視覚障害者の福祉施設としては後に世界でも稀な盲精薄者の収容援護施設となった「光道園」の前身施設が、中道益平氏によって福井県に出現することとなったのです。

思えばあれから30年、その間昭和56年の「国際障害者年」を契機として世界の、そして特に我国の障害者福祉は著しく進展してまいると同時に、国際交流活動も活発になって来て誠に今昔の感に堪えないところです。わけても我国に比べて遥かに遅れているアジアの開発途上国の盲人福祉援助活動の強化が叫ばれている時に展開された東京ヘレン・ケラー協会のネパール援助活動は、まことに特筆に価するものであると思われまふ。



私の海外援護への考え

社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会理事 井口 淳

海外盲人援護事業を開始して痛感したことが大きく分けて3つある。第一は、日本の盲人をさしおいて、なぜ海外の盲人援護をしなければならないか、と言った人達が意外に多いこと。次は、発展途上国の援護は、何か品物を贈ったり、金銭を贈ることにより、すべてが終わったような錯覚を一般に持っていること。今一つは、同じ国への援護を行なう場合、各個が思いのまま、何の連携もなく行なっているということである。これは、我が国が今まで海外援護事業の経験が少なく、その方法をあまりにも知らなさすぎるからであろうか？つまり「一時成金」的なセンスしか持っていないからともいえるだろう。

第一の海外盲人援護時機尚早論について思うのは、あまりにも発展途上国の盲人の現状を知らなさすぎることである。一步海外に足を延ばし、東南アジア・インド・アフリカなどの盲人の生活を見たならば、とても日本の盲人と比較にならないことが判ると思う。具体的にいうと、盲人の首に犬のように綱を付け、住いのどこかに繋いでおき、時々食事を与えるというやり方で、もちろん垂れ流しである。とても人間とは受けとれないもので、悲惨といおうか何とも喩え様のない状況を見ることが出来る。また、インドなどでは子供の眼球をくり抜き、その中へ「お金をください」とねだる乞食もいる。そんなことを日本に居て誰が想像するだろう。こんな話をしても「ウソだ」と言って信用すらしないと思う。中国や東南アジアの盲人にも、それと同じ様な例がみられる。

これは、その国の経済発展があまりにも遅れているからではあるが、それとはばかり言い切れないものがある。かつて我が国が大東亜戦争と唱し、戦乱の中に彼らを巻き込んでしまったことも原因している。それなのに、なぜ経済大国に成りあがった日本が、これを放任しておくことが出来ようか。

次は、金銭や品物を贈るだけで人助けをしたような気になっているいわゆる成金根性は、決して発展途上国を真に援護したとは言えない。たとえば、食べ物を与えるだけでなく、食べ物を作るための農業の開発を計ることや、経済的にたちゆく為には、その元となる商工業の発展を計るなどの基礎的諸問題に力を入れるべきであろう。

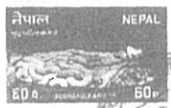
最後の一つは、その国の国民性をあまりにも知らずに、個々の人達が思うままに援護の手を延ばしていることも、費用と労力の無駄使いとも言える。援護される国からいえば、同じ日本からの援護なのに、やり方がいちいち違っている点に反感をいだき、せつかくの好意もかえって彼らにとって利益につながらないので、歓迎しないことも多いようだ。たと

えば、その国の風俗・習慣・宗教等々をよく研究し、助成する団体同士が緊密な連絡を取りあって、事業を進行することがより効果をあげることに繋がるといえよう。

東京ヘレン・ケラー協会がネパール王国の盲人援護に着手してから、今年で満5年を迎える。まず、東南アジアの各国に、どんな形の援護を望むかというアンケートから始まり、次に援護しようとする国の調査を行なった。さらに、その国へ他の団体がどのような援護活動を行なっているか、そしてその成果はどうかを綿密に調べた。続いて、どういう形で援護活動を開始するかを決めた。それは、始めてから2年後の昭和60年であった。つまり、ネパール王国の盲人の福祉に最も基礎となる盲教育に着眼し、点字教科書の印刷所を設置することとした。それには、製版機を動かす技術者の養成から始め、続いて製版機・印刷機・製本機及び亜鉛板や用紙などの消耗品を贈った。翌年には、盲児の実態調査と盲教育のすすめ方などのセミナーを開き、ネパール王国における盲教育ムードをたかめた。こうした援護事業は、盲教育を行なう学校の増加につながり、翌年にはその数が倍に増加した。

これらは都会地における現象で、地方では、盲教育まではなかなか手が延びないという。それは、前に述べたように盲児に対する考え方や対処が、地方では極度に遅れており、犬を繋いでいる様な状況におかれているからだということであった。そこで来年度からは「農村リハビリ事業」を3年計画で行なうこととした。農村リハビリとは、農村における盲児の生活訓練を主とした事業で、それにより学校への通学も可能となるのである。このほか、職業訓練なども将来は考えなければならないので、相当長い年月を必要とする。

ネパール王国に援護事業を行っている団体には、ヒマラヤ技術協力会や日本ネパール人づくり協力会、AOCA（アジア眼科医療協力会）などがある。AOCAは15年以上前から失明防止対策や開眼手術を行なっている。こうした諸団体とも緊密な連絡をとりながら盲教育と取り組むことが、ネパール王国の民衆に、より一層の浸透を図ることにもなる。要は、こうした援護は長く続けることであり、その国の民衆とも解けあって、協同の研究をすすめていくことによって効果があがるものと信じている。それには、日本の多くの方々からの理解と、大きな支援を期待してやまない。



1987年度事業報告

一 事業活動

1986年度の事業の中心であった点字印刷所開設のプロジェクトは、1986年12月に船便で発送した製版機・印刷機など機材一式が、インドのカルカッタに滞貨し、その進展が遅れていたが、ようやく1987年6月22日に無事にカトマンズに到着した。ネパール盲人福祉協会は、直ちに機材を設置すると共に、製版士などの養成に着手し、11月に点字印刷所が稼働を開始した。現在までに、小学校の教科書教種類が既に完成している。

1988年2月15日、香港のリハビリテーション協会より、ネパールでの盲人リハビリテーション・プロジェクトへの資金援助を承諾した、との返事が来た。これは半年ほど前に、ネパール盲人福祉協会と合同で実施したいとして申請していたもので、主として農村地域での盲人のリハビリと職業訓練を行うプロジェクトである。

3月、富士記念財団助成による2台目の製版機を航空便で発送した。なお、この輸送費約35万円は、財団法人海事国際協力センターからの助成を得ることができた。

3月25日、ネパール盲人福祉協会副会長のM.P.ウパディヤ氏（眼科医、トリバン大学医学部長）が夫人と共に来訪された。2台目の製版機の件を初め、今後の協力関係について有意義な交流を行うことができた。

カトマンズでの盲児教育セミナーにも現地参加していただいた島博之氏（ネパール教育協力会派遣教師）に、今後ネパールで協力していただくことになった。氏をカトマンズでの連絡員として、ネパール盲人福祉協会との連絡を密にし、今後の事業の円滑な推進を計る予定である。



来日 ウパディヤ夫妻

二 調査研究活動

1987年度は、昨年度から引き続いて、ネパール盲児教育の促進を目的とする研究調査を実施した（トヨタ財団研究助成による）。昨年度の3月に現地入りした五十嵐信敬氏以下調査団7名は、ネパール全土の盲教育校の実地調査を終えた後、4月2日から4日にかけてカトマンズでセミナーを開催した。このセミナーはネパールで初めて開かれたものであり、参加者も視覚障害児教育に携わる全ての関係者に及び、ネパール側からK.B.ビスタ教育文化相、日本側から金子一夫駐ネパール大使も出席し、現地の英字新聞にも報道されるなど注目を浴びた。セミナーの成果は各方面への提言としてまとめられ、ただちに英文パンフで公表された。また、日本側共同研究家による報告は、10月の日本特殊教育学会第28回大会において発表され、活発な議論を呼んだ。2月、トヨタ財団への最終報告書を提出した。

三 広報活動

ネパールの視覚障害児教育の方法論に関する研究調査の報告会を、5月7日にヘレン・ケラー学院講堂において開催した。またNHKラジオ「盲人の時間」で今年から始まった海外の話題の第一回として、5月24日に井口淳・野崎泰志・佐々木秀明が出演し、ネパールの盲人の実情について訴える機会を得た。さらに、トヨタ財団の定める中間報告会が5月30日に開かれ、五十嵐信敬氏が報告を行った。

7月、印刷機材到着の報を受けて、ネパールで初めての点字印刷所開設を記念し、合わせてより広い理解を得る為に、特製のテレホンカードを製作しキャンペーンを展開した。これが点字毎日で紹介されるなど予想外の反響を得て、最初の1,000枚が短期間でなくなり、つづいて追加の1,000枚を製作しこれもほとんど頒布することができた。

「愛の光通信第2号」を発行し、昨年度の事業報告などを行うと共に、各方面の寄稿を仰ぎ、バラエティに富んだ誌面にすることができた。

8月、外務省の外郭団体である財団法人国際協力推進協会の機関誌「月刊アビック」の特集で海外盲人援護事業がとりあげられ、写真等をふくむ記事が大きく掲載された。

10月、アジア眼科医療協力会の黒住格氏の著書「ネパール神々の大地」の録音図書を製作した。幸いにこの録音版は好評を得て視覚障害者に大変喜ばれた。

11月13日、東京都のテレビ広報番組「東京レポート」で、福祉の国際交流のテーマの下、当事業が放送された。



ネパールからの報告

ネパール教育協力会派遣教師 島 博之

先生にはゴルカ地方で教育ボランティアを続けるかたわら、盲教育の向上に協力していただいています。

東京ヘレン・ケラー協会の皆様

お元気のことと思います。こちらは4月に入り気温がどんどん上昇し、もう真夏の陽差しです。

きのう(4/6)ネパール盲人福祉協会へ行くと、点字製版機が届いていました。おととい(4/5)届いたそうです。(註、3月に発送した2台目の製版機)

写真を2枚同封します。現在点字製版はこの写真の青年T君と校正に左にすわっている盲青年が行なっています。

ニメス式点字教本(註、数学点字の指導書)は3月ごろカトマンズで受け取りました。きれいな製本をしてあるのに感激しました。ありがとうございます。現在、トリブバン大学でResource teacher養成の研修が行なわれているそうです。数学教授法に関する研修は5月中旬になる見込みです。

また、アルジャーさんより「携帯用点字定規は日本ではいくらぐらいするのか?」と問い合わせられています。弱視に対するcareも皆無で、個人個人に合った弱視レンズ、単眼鏡なりどのように準備すべきかとも言っています。点字板も西独製のプラスチックのものも在庫が少なく、今後学校・生徒が増えるとうるすのやら。

先々月あたりより、Community Based Rehabilitation(註、農村リハビリ)のために、キルティプルやタライの方より人を呼んでスタッフとしての研修を行なっているようです。い、地域に根ざした盲人の職業訓練センターが各地にできるかもしれません。

乱筆および、漢字を忘れつつあるので読みづらいかと思ひます。お許しください。ではまた、お元気で。

88.4.7カトマンズにて

＊ ＊ ＊

東京ヘレン・ケラー協会の皆様

盲教育研修会について(報告)

今年2月頃より開催のうちあわせをしていましたが、NAWB(ネパール盲人福祉協会)側とぼくの日程がかみあわず、結局ゴルカ地方の雨季休みに入った直後に開催しました。日程は以下の通りです。

[研修プログラムA]

- 6/27 準備会 各校の状況説明、問題点整理
- 6/28 講義 日常生活指導、初期点字指導プログラム
実習 教具作り・「はめ板」
- 6/29 講義 教具「はめ板」の指導法等
講義 小学校レベルの図形指導
実習 図形教材教具の作成
討論 研修会報告の作成
閉会プログラム、各校対NAWB交渉



図形教材作製の指導をする島博之先生

[研修プログラムB]

6/30 準備会 そろばん実技の紹介

7/1 講義と実習

そろばん指導プログラムとそろばん実技

閉会討論

研修プログラムAは、すでに盲教育を始めている10校(いまだ10校のみ)の先生方を対象。参加は7校の7名の先生プラスNAWB職員(点字印刷担当のラーム・ブラサドさん)の合計8名。講義と実習指導はすべてぼくが担当し、アルジャー氏がぼくの補助と司会を務めました。

研修プログラムBは、新しく盲教育を担当する教育学部学士コース(B.Ed)の先生方を対象にそろばんの指導。参加は4名プラス上記NAWB職員および、同職員点字印刷校正担当の全盲の方、合計6名。アルジャー氏が講義と実技を担当、ぼくが補助をする予定でしたが、6/30準備会での彼の指導の様子をみて、急きょぼくの方でそろばん指導プログラムを作り、6名分のコピーを用意して7/1はぼくが担当しました。

各講義、実習の内容をもう少し詳しく説明します。

＊日常生活指導 大半の学校は特に指導項目、目標を設定していないようでしたので、日本の指導項目(英文)を例として活用してもらうように言っておきました。

＊初期点字指導プログラム 全ての学校が点字に慣れる以前に、1-「ア」、1,2-「イ」、1,3-「ウ」というように点番号と文字の丸暗記を盲児に強要しています。文字以前に点字のトレースに慣れってもらうような指導プログラムを紹介しました。日本ライトハウス発行小学校1年「国語」の教科書の前半部分を参考にしています。

＊実習 教具「はめ板」作り ベニヤ板に○△□などをくり抜いたものです。カトマンズで手に入る厚紙をカッターナイフでくり抜いてもらいました。またこの「はめ板」の他にも大阪府立盲学校の先生が作った51種類の教具類の写真のコピーを渡して、教具の自作についてハッパをかけておきました。(以下、順次説明がありますが省略させていただきます)

今後の課題 職業開拓の必要性

東京都心身障害者福祉センター、視覚障害科 田中 徹二

トヨタ財団最終報告書「ネパールにおける視覚障害児教育の方法論に関する実践的研究」から

1. 視覚障害者が就いている職業の現状

視覚障害児を受け入れている学校などで行っている職業訓練では、十分な収入を得られないのは、職種をみても明らかなことだが、この程度の訓練を受けて、学校を終了した視覚障害者が経済的に自立することができるのか、又、自立している人はどれほどいるのかということは、今回の調査研究の中でも大きな関心事の一つであった。しかし、予想した通り、ネパール盲人福祉協会が把握している実態は、(表-22)にみられるように極めて貧弱なものであった。

(表-22 ネパールにおける自立した視覚障害者職業人の職種、人数、平均年収)

農業	4人、	14,000ルピー
大学教員	1人、	30,000ルピー
教師	12人、	13,000ルピー
ラジオネパール職員	2人、	14,000ルピー
工業	6人、	10,000ルピー
その他	10人、	10,000ルピー

このような現状を踏まえ、ネパールにおける視覚障害者の職業開拓をいかにしていけば良いのか、その具体的な方策のいくつかを以下に記述することにする。

2. 視覚障害者の職域開拓への提言

(1) 農村地域における職業的リハビリテーション

ネパールでは、国民の90%が農業に従事していると言われる。その中には視覚障害者が多数いるはずであるが、農業の労働単位は家族であるため、視覚障害者はその一員として吸収されてしまっているものと考えられる。そのような視覚障害者は日常生活の諸技術を始め、農業についても視覚障害を克服するための技術指導は受けていないため、家族の足手まといにならないようにすることが、重要な仕事の一つとなっていると言うのが実情である。

こうした現状を打破し、確かな農業技術を持った視覚障害者を養成することが、今のネパールの視覚障害者対策には極めて重要なことである。現在インドやインドネシア等で展開されている“農村地域における視覚障害者のリハビリテーションプロジェクト”は大いに参考になるであろう。これは、農村の一定地域を単位として、その中に居住する青年男女で、適性と能力を持ったものを一定数選び、短期訓練によって一定の技術を持ったソーシャルワーカー(視覚障害者のためのリハビリテーション・ティチャー兼技術指導員)を養成し、その人達が視覚障害者の居住する家を訪れ、訓練指導すると言う方式である。

大規模な訓練センターを建設する必要があることや、その地域に居住する人達を指導員に養成することから、経費が極めて少額で済むこと、それに地域の事情が良く分かった指導員が指導することできめこまかな指導ができ、視覚障害者の

真のニーズに合ったリハビリテーション訓練が行えるということが大きな特色である。

(2) マッサージ師(理学療法師)の養成

1987年11月に香港で開かれた世界盲人連合の東アジア太平洋地域会議で、今後この地域内で、視覚障害者の職業の一つとしてマッサージ師の養成を行うことが、中国の提言によって決議された。中国のレポートによると、中国では現在548箇所の病院や診療所で、視覚障害のマッサージ師が約5,600人働いており、整形外科や内科の100種類に及ぶ病気の治療に当たっていると言う。例えば北京の病院では、40人のマッサージ師が毎日700人の患者を治療しており、益々需要は増えていて、各省に学校が一枚ずつできれば、将来約20,000人のマッサージ師が必要になるだろうというものであった。うなれば、視覚障害者の職域として最有力なものになることは確かだ、中国の代表は「外国の視覚障害者でもマッサージ師になることを希望するものがあれば、北京の学校で養成を引き受ける」とまで提言していた。

我が国では、視覚障害者がマッサージの仕事に就くことは、歴史的な背景もあってごく当然のこととされているが、ごく限られた国を除いて、発展途上国では、この職種がほとんど存在していないのが現状である。ネパールもその内の一つだが、先進国ではイギリス、フランス、西ドイツなど、視覚障害者にマッサージを含む理学療法の職業訓練を行っており、数多くの視覚障害者が従事している。マッサージを含めた理学療法を指導するのが良いのか、中国のようにマッサージを指導するのが良いのかは別にして、今回の中国の提案は、ネパールの視覚障害者の職域開拓に当たっても、十分に検討に値するものと考えられる。その際には、地域医療の一翼を担える程度のマッサージ師を養成する必要があり、我が国のマッサージを始めとする柔道整復や理学療法が十分に役に立つであろう。

(3) その他の職域開拓

以上のような具体的な職種の他に、公務員、学校教師、会社員など、一般職種の中にもっと視覚障害者が進出していけるような方策を考える必要がある。その人達にとって、単独歩行や文字の読み書きなど、日常生活の基本的な技術を修得することが最低の条件であることは言うまでもないが、職場を確保していくためには、一人の職業人としての自覚やそれ相当の技術や知識を持った視覚障害者を送り出せる態勢がなければならない。そうした職業人を育て上げるような訓練コースの設置も急がねばならない時期に来ているといえるであろう。

いずれの課題にしても我が国は十分に協力できる実力を持っており、ネパールの視覚障害者のために大いに貢献すべきものと考えられる。



Community Based Rehabilitation (地域に根ざしたリハビリテーション)

いよいよ来年からネパールで着手——日本初の農村リハビリ・プロジェクト

海外盲人援護事業事務局 野崎泰志

CBR (地域リハビリテーション) とは

CBRとは、障害者リハビリテーションの方法の一つで、地域の人々の参加によって、日常生活訓練や職業リハビリテーションを行い、障害者が地域社会で自立した生活をおくれるよう援助する技法のことです。香港の街中で実施された例や先進工業国での試みも報告されていますが、主として発展途上国におけるその国の実情に合った新しいリハビリテーションの方法論として、国連を中心に近年開発されてきました。その為、CBRの多くは発展途上国の農村地域で展開されることから、「農村リハビリテーション」とも言われます。

施設において行われるリハビリテーション (Institutional Rehabilitation) だけでは、途上国では必ずしも効果のあるリハビリテーションとはならないという反省が、1970年代にならって生まれはじめ、様々な試みと論争をへて、今日ではむしろ世界的にみた場合、リハビリテーションの多くはこの方法で実施されるようになりました。

CBRの特長は、1. 低コストで、2. 多くの受益者に、3. 効果的なリハビリテーションを行う、と言うことができます。またその為、障害者の家族や地域社会の人々の理解と参加を不可欠な要素としており、そうしたネットワーク作りからこのプロジェクトは開始されます。

ナラヤニ県のバラ地区で、約3,000人の視覚障害者を対象

当協会はネパール盲人福祉協会と共同で、1989年の初めから3ヵ年に渡ってCBRプロジェクトを実施します。

この場所は、カトマンズのちょうど南、車で7時間ほどの所にあります。亜熱帯のタライ平野の典型的な農村地域で、広さは東京都ぐらい、人口は約32万人、ここに3,000人の視覚障害者が居住すると推定されています。これらの人々を年齢別に、1. 0歳～5歳 2. 6歳～15歳 3. 16歳～45歳 4. 46歳以上の4グループに分け、第2と第3グループに対して優先的にサービスを提供します。

フィールドワーカーは自転車で村から村へ——CBRの方法

その方法は、まずバラ地区をさらに10地区に分け、各地区に一人のフィールドワーカーを配置し、地域のボランティアや行政と連絡をとりながら、視覚障害者を戸別に訪問し、障害台帳を作成します。このフィールドワーカーは、地区に居住する人の中から選抜しますので、担当地区の言語や習慣に通じており、また地理的にも明るいという利点を持っています。彼らはプロジェクト開始前に、6週間の訓練を受け、一台の自転車に設備の全てで、村から村へ回ります。

こうして発見されていく視覚障害者とその家族に対して、

在宅リハビリテーションの基礎訓練を行うと同時に、治療の必要な人は近くの病院へ送り、学齢期の子供は統合教育校で教育を受けられるよう指導します。成人に対しては、地域の実情にあった職業訓練を行い、何らかの生産活動を継続して行えるようバックアップします。

こうしたリハビリテーションのサービスを2年間実施し、最後の1年間はその評価とアフターケアを行い、報告書にまとめます。

現地運営委員会と日本運営委員会——運営と組織

このプロジェクトは、ネパール盲人福祉協会を実施責任機関とし、技術責任者を中心とする各地区の地域委員会によって具体的に進められますが、それらを指導するプロジェクト運営委員会がネパールで組織されます。ネパールの教育文化省、社会サービス調整協議会、地域委員会の代表、東京ヘレン・ケラー協会の現地代表、国連のオブザーバーによって構成されるこの運営委員会は、東京に設置されるプロジェクト運営日本委員会と連絡をとり、全てその協力の下にプロジェクトを進捗させていきます。日本委員会は、リハビリテーションの技術責任者、東京ヘレン・ケラー協会、寄付者代表などによって構成され、3ヵ月毎の報告書を審査し、それに従って6ヵ月毎に予算を送金するなど重要な任務を担います。

香港・日本・ネパールの国際的なジョイント・プロジェクト

今回のCBRプロジェクトは、香港のリハビリテーション協会からの特別の出資と、日本側の出資とによって可能となった国際連携によるプロジェクトです。3年間の総予算は約1,400万円ですが、日本側の資金はまだ十分には集まっていないのが現状です。世界に遅れて日本が途上国で着手する最初のCBRとなるこのプロジェクトを、是非成功させたいものです。



タライ平野の風景

押しつけにならない援助を

点字製版機を贈って

自動車労連・福祉基金事業部 専務理事 足立 房夫



東京ヘレン・ケラー協会が、国際障害者年記念事業として、アジアの盲人援護活動を行い、ネパール国盲人援護のプロジェクトを実行していることを、毎日新聞記事にて拝見し感動した。

私たち組合としても、日頃から海外特にアジア地域の障害者及び団体に対して、援助の手をさしむけてきたが、今回の援助プロジェクトの内容を知り、ぜひ何等かのお手伝いをしたいと考えた。

従来、日本国の各企業なり団体が、発展途上国に援助活動を行ってきているが、その援助は、とかく相手側の実態を無

視した善意の押しつけになり、余り評価されるものがなかったように思われた。

その意味で今回の、東京ヘレン・ケラー協会による援護活動は、盲人同士の激励と援護による固い結びつきにより計画されているだけに、安心して協力を申し出ることができた。

いま私たちが贈った点字印刷機が動きだし、盲児の教科書づくりに働いていることをきいて、本当に喜こんでいる。

ヘレン・ケラー女史の言葉のように、「この愛の灯を消さないように」皆さんと共にその一端を担っていきたいと思っている。



地域の人々と共に長いご協力を

錦飯田百貨店 社長 飯田 信太郎

井口淳さんとは早稲田の学友であり、彼と四十年振りに出会った。現在東京ヘレン・ケラー協会で、点字出版と、新しく海外盲人援護事業を始めたという話をきいた。彼は大阪毎日新聞社で記者として活躍されていたが、角膜を病み失明してしまった。

彼が盲人となり、どういう動機で海外盲人援護活動の事業を始めたかについて、熱心な説明があった。

とかく障害者の身になると、世の中の人々を怨んだり、憐れんだりすることが多く、自己中心的な行動が多くなって、世間一般から聲をかうことを私は見聞きしていた。しかし彼は違った。

ヘレン・ケラー女史の教師サリバンの言葉をもちだし、「甘えはその人を成長させない」と言った。私は彼のこの考え方に深く感動した。

仏教の発祥地であるネパール国は、歴史的な経緯により盲人が多く、極めて悲惨な状況下にある。アジア諸国の盲人事情の調査研究を行って、先づネパール国に第一歩を踏み出したことを資料を添えて熱心に説明された。私はその情熱に強く動かされた。

さて、私としてどのようにお手伝いをしたらよいか検討し相談した。私は現在20店舗ある店長と相談し、地域の人たちにもこの盲人の素晴らしい情熱を知ってもらい、そして協力してもらうには募金箱を設置してみてもはと考えた。現在、各店長始め地域の人たちの協力もあって大変な募金が集まっている。

今後も長く心棒強く、その活動を実行し、緑香花火の灯とにならないよう、私は陰ながら応援し続けたいと思っている。

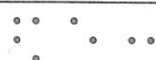


農村リハビリを待つ

ネパールの人々の9割が農村地域に住んでいます。障害者のほとんども同様に農村で家族に抱えられて活らしています。施設中心のリハビリテーションはここまで手が届きません。生きてゆくために必要な、最低の日常生活訓練からCBRは始めます。



HELEN KELLER NEWS



ネパール盲人福祉協会副会長 M.P.ウパディア博士夫妻
当協会に來訪

1988年3月25日、アメリカで開かれた眼科学会の帰途、ウパディア副会長が当協会を訪ねて下さいました。氏はトリバン大学医学部長を務められる一方、失明防止と盲人福祉の活動に献身的な役割を果たしておられます。また、夫人も盲人福祉協会の理事を務めておられ、盲人が製作したカーペットなどの輸出や市場頒布などに尽くしておられます。

半日をさいて、点字出版局、点字図書館、ヘレン・ケラー学校（中途失明者のための鍼灸・マッサージ学校）などを見学され、日本の盲人福祉施設の現状などについて興味深く質問されました。分単位で使えるタイマーを見て、ネパールでは使う人はいないのではないかと、ビスターリ・ビスターリ（ゆっくり）の哲学を開陳して、一同を笑わせました。

黒住格著「ネパール・神々の大地」 テープ版を当協会録音課で発行

アジア眼科医療協力会で中心的に活躍されている黒住格氏（眼科医）が、その活動の模様などをまとめられたエッセイ集を、日本の盲人の皆さんにも親しんでいただくために、録音版を製作しました。この本は、ネパールの風物や人々が著者の眼を通して温かく、かつ厳しくとらえられており、児童文学から出発された著者の柔らかな文体とあいまって、読み物としても出色の作品です。テープ版は著者のご好意により、一般頒布もいたしております。ご希望のかたはお申し込みください。

定価6,500円（90分テープ5巻、特製ケース入り）

東京ヘレン・ケラー協会録音課まで。送料は当方で負担。

二台目の製版機

（財）海事国際協力センターの輸送費助成で送る

1988年

1987年の6月に、カルカッタに半年も滞貨していた第一陣の点字印刷機材がようやくカトマンズに到着、その秋に点字印刷所が動き始めました。これを受けて、予定されていた2台目の製版機（富士記念財団助成）を送ることになり、その方法を検討していた所、（財団法人）海事国際協力センターに航空便の輸送費を負担していただくことに決り、この3月25日に発送することができました。翌26日には早くも到着したという電報が届きました。

同センターは、国際協力を円滑に進める事を目的に、輸送上の技術的・資金的援助を専門に行う財団です。開発援助や技術協力を行っているNGO（民間公益団体）が必ずしも国際輸送を得意としない現状から見て、貴重な分野での援助活動です。当協会にとっても文字通り「渡りに飛行機」でした。



製版機の搬出

昭和62年度会計報告

自 昭和62年 4 月 1 日
至 昭和63年 3 月31日

収入の部

項 目	金 額
協 賛 金 収 入	1,491,984
助 成 金 収 入	0
募 金 収 入	4,167,585
テレホンカード販売収入	1,918,000
その他の販売収入	51,550
仮 受 金	100,000
預 り 金	1,332
雑 収 入	6,996
繰 越 金	3,057,545
合 計	10,794,992

支出の部

項 目	金 額
事 務 費	170,540
旅 費	13,200
一 般 物 品 費	198,840
借 料 損 料 費	334,422
雑 費	876
預 り 金 支 出	532,280
人 件 費	2,489,025
ア ル バ イ ト 料	269,070
職 員 給 与	26,330
法 定 福 利 費	1,028,862
厚 生 経 費	1,350,000
事 業 費	1,268,234
海 外 出 張 費	3,113,313
テ レ フ ォ ン カ ー ド 製 作 費	10,794,992
宣 伝 普 及 費	
次 年 度 繰 越 金	
合 計	

寄付者ご芳名

(順不同・敬称略)

自 昭和62年4月1日
至 昭和63年3月31日

好子二治道郎弘治子昇信之峯子一雄義永元夫	廣部男緒司徳郎子子基勝夫男里郎雄榮	美恵省啓弘四智亮幸	柳 信冬 栄俊 義正	陸川正二國玉誠明三	永由耕 久昌 登三公幸
村苗竹村本	山中野 風 岡後田 月野大 崎丹光里山 奈辺木田塚井福福崎 山田川藤 本月 田原	田早大吉根柳瑞田宇春大肥坂沼字横山伊出南西	渡鈴飯飯膳守新尾鳥千小佐澤橋大八石	明句進会茂子修修会子成子行祐子治郎清郎即雄太子吉男所声夫孝子昇一会岡磨子芳	協
勞 錦妹	進 推 令役良知敬敏 欣一 武太力幾や耕 務 事 澄岳清代 良ル 基玖弘臨	草 杉 力 喜 意 佐俊 ア塚 龍 太 佳 パ	芦田 動 山農 野藤 久沢原山山嶺 村 澤 来川 津村 島 野川 龍本 森 藤 坂 藤 井伊林川	大 吉自 お告げの同郷 雲友会法友文車点字圖書 星加助高丹管村村中小西大大谷字寺小小橋岡藤植斎保後田岡若中	美治雄子ス弥子産子利志長三校一治治子人フ子社三設一ん杜子郎実子子勇夫子杜子子
政 三和と純通 勳 印察二門學 雅英榮雅ハハ明遊善さ本日明哲 華俱 功設園 鶴徳	小 美シ 不 朝本 専 正 雅英榮雅ハハ明遊善さ本日明哲 華俱 功設園 鶴徳	家 川ガ 藤井 光矢 大蛇野 鏡田 中本 井ババ 馨 小の 道 藤本村山山山辺野彩 郡本	柳三樹山仙佐今物衆仰更河加早京東廣大アジ、フリアカ研究會 田山岸白イ弘三筑奥柳御伊森竹秋丸田曾御岡山	郎治子子子保会助弘一子夫所大子治總子子博修子会校也イ郎岡平秋郎太郎成高男	太三順桃ち 移住協臨 賢礼一等製作 温賢和元形義 明治附屬 義員一ンヤ 新雄義
模小 望 トリツ陽 瀧屋枝間 村点 原山本田所田源井 光波トウミ 川新 村泉谷岡	江家見 野 カコト 鬼 仲 村 原山本田所田源井 光波トウミ 川新 村泉谷岡	藤柳遼石水中日三長嶺三本柳林管板杉山田早長菊 筑長サ金東京 紳太細土日彰 阿アジア	子校 嶋平 堆弘章行恒子豊弘三ヨ武夫好太 子子元子子信明代雄を彦夫郎雄義休	紀首 喜 茂一弘 眞 良 明幸ナ 和章宗 愛智 枝 節重英美孝さ 元泰 太一昌 京	立馬 五 井 古 石保川本部 島角島谷 森岡川口 田永田上崎 沢良宅 角九田
林県 瀬村 田林野 古 石保川本部 島角島谷 森岡川口 田永田上崎 沢良宅 角九田	木 小 崎 百中 山小菅佐黒久北坂飯 園立身体障者リハビリセンター学芸会 ム 大三石大 小富小樋山花吉栗井花井奈三市石前	道則一校 秀 興 史 昭男彦 治 胖 彦子 子一子 子 子 久輔次子次二止	海 一造 武光俊 源 昌 代 サ 元廣つ 瑪 義 勝隆文讀文周一	道 帯 藤田山 内 桐下藤 楓 室 嶋 千城マ れ川瑠井 井 城 村木口田口泉候	北在辻 幹 須 谷 新片岩佐 山高 岩間 堀木目 富 丹板伊伊 石清 堀杉今 茨 木青山武山小西

（鶴）金城学園
小松エンジニアリング
小松ウオール工業
十全会
竹田土建師
鶴つじはる商店

北陸電機（株）
北陸日本電気ソフトウェア（株）
宮地組
志賀町長・野崎外雄
（福井県）
勝山生コンクリート

武生市
（滋賀県）
大甲賀カントリークラブ
（京都府）
京都西高等学校
鶴互助センター

（関東）中会龍神総官社
神慈透明会
（大阪府）
大倉建設（株）
鶴オカハシ
参天製菓

ダイセル化学工業
浜田印刷機
ミノルタカメラ
（兵庫県）
神戸市民生局
鶴コンフェクショナリコトブキ

（鶴）ノーリツ
（福岡県）
福岡工業大学
（長崎県）
九州ガス

その他に次の方々のご協力をいただきました。記して感謝いたします。

募金箱：（株）飯田百貨店、渡辺石油、ライン・ゴールド高田馬場、

ヘレン・ケラー学院売店、庄屋国分寺店、ダイハツ、

喫茶香磁

振替用紙通信欄から

我々老夫婦は何かと病氣勝ち。外出は殆ど
しませんのでTele. Cardは不要です。年金で
の暮らし細々……、貧者の一燈……僅かばかり
の寄付です。御查收下さい。

（S. O氏）

小生も今年三月、突然左目が見えなくなり、
緑内障高眼圧症の疑いがあると診断され、
びっくりしています。今は治療により見える
ようになりましたが、目の見えるありがたさ
を身をもって知らされました。今後は、心の

目を開くべく、目の不自由な方々に少しでも
御奉仕できればと思います。

（T. M氏）

これは、私のお年玉の一部です。ネパール
の目の不自由な人たちに役立ててください。

（S. Oさん）

62年8月12日、栗田匡一は死去致しました。

故人の心を思い寄付させていただきます。

（M. Kさん）

寄付金に対する減免税措置

東京ヘレン・ケラー協会は、所得税法施行令第215条
第4項および、法人税法施行令第77条第4項にかかせる
社会福祉法人でありますので、所得税法第78条第2項第
3号および、法人税法第37条第3項の規定が適用され、
当協会に対する寄付金は次の通り、寄付金控除または損
金算入について税法上の特典が受けられます。

1. 個人の方が寄付をする場合は、

寄付金控除額＝（寄付金額と年間所得の25%のどちら
か低い方）－1万円

2. 法人が寄付する場合は、

一般寄付の場合の損金算入限度額の2倍まで、損金算
入枠が拡大されます。

編集後記

今号は、例年通りの報告に加えて、これまでの事業活
動から得られた成果を掲載いたしました。トヨタ財団助
成による調査研究最終報告書の一部、ネパールの皇博之
先生のご活躍の様子などがそれです。

当協会理事で海外盲人援護事業事務局長
の井口淳が、昭和62年度の厚生大臣表彰を
受けました。「国連・障害者の10年」の中
間年に当って関係者多数が受賞したもので、
井口淳の受賞理由には、身体障害者の雇用
促進に功績があったことと、海外盲人援護
事業に指導力を発揮したことが上げられて
います。この受賞はご支援ご協力を賜わっ
た全ての皆様と分かちあえるものと信じま
す。「行動のための10年」もいよいよ後半
期に入りました。一層のご協力をお願いし
ます。



発行：社 会 東京ヘレン・ケラー協会
福祉法人 海外盲人援護事業事務局

住所：〒160 東京都新宿区大久保3-14-4
毎日新聞社早稲田別館内
TEL (03) 200-1310

郵便振替 東京5-91688
銀行口座 三井銀行 新宿支店 普通預金 5101190



TOKYO
HELEN KELLER
ASSOCIATION